

平成28年度

日本型直接支払制度のうち

環境保全型農業直接支払交付金

取組の手引き

【 奈良県版 】



平成28年2月

目 次

I

対象者

1. 農業者の組織する団体 1
2. 一定の条件を満たす農業者 2

II

支援の対象となる農業者の要件 3

III

対象農地 3

IV

事業要件(推進活動の実施) 4

V

エコファーマー認定に関する特例措置 5

VI

対象活動

1. 支援の水準(支援単価、複数取組について) 6
2. カバークロップ(緑肥)の作付け 8
3. 炭素貯留効果の高い堆肥の
水質保全に資する施用(堆肥の施用) 8
4. 有機農業 9
5. 地域特認取組 13
(参考)5割低減の取組 15

VII

活動の手順、申請の手続き

1. 活動の手順 16
2. 申請の手続き 17
3. 提出する書類の一覧 18
4. 保管する証拠書類等 19

VIII

留意事項

1. 対象活動の事例 20
2. 交付額について 21
3. 交付金の返還について 21
4. 市町村による要件の設定 21
5. 第三者委員会による評価への協力について 21

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金(以下「環境直払」といいます。)」を実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行によって法律に基づく安定した制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

(事業に取り組む際の注意事項)

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが困難な市町村もあることから、**あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかを確認してください。**

I 対象者

1. 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される**任意組織**が対象になります。

※ 農業者の組織する団体(以下「農業者団体」といいます。)は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

農業者

は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者

農業者

農業者

農業者

農業者

農業者

農業者

農業者
以外

環境保全型農業を推進する任意のグループ、農協の生産者部会 等

多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の集落 等

※ 農業者団体の区域について

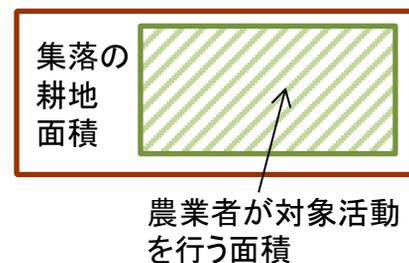
- ・ 基本的に市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
- ・ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ・ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合は、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

2. 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)については、以下のいずれかの条件に該当して市町村が特に認める場合に対象になります。

(1) 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動※¹(以下「対象活動」といいます。)の実施面積が、耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者(土地利用型作物以外※²については2割以上になります。)



※1 対象活動について

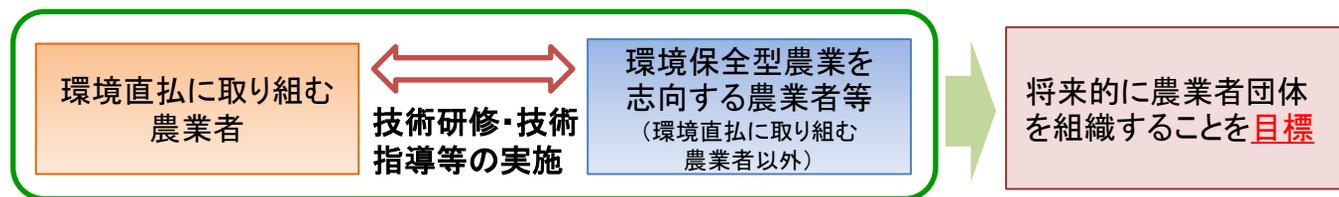
化学肥料、化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組(カバークロープの作付け等)をいいます(P6~P15参照)。

※2 土地利用型作物について

環境直払において土地利用型作物とは、稲、麦(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物としています。

(2) 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

対象活動の実施を推進する活動(P4を参照)を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施し、かつ、将来的に農業者団体を組織することを目標とする農業者



<市町村内に連携可能な農業者が不在の場合、又は、市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの現時点では団体を形成することが困難な場合>

市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動(※)を実施し、かつ、将来的に農業者団体を組織することを目標にする農業者

※ 市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動について

「有機農業の推進に関する基本的な方針」に定める市町村における有機農業の推進体制への参画や、市町村等に環境保全型農業に関する先駆的な農業者として登録され技術講習会等に講師として参加する等の活動のことをいいます。

(3) 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)

II

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となるには、次の要件を満たしてください。

- ① 主作物※¹について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② 主作物についてエコファーマー※²認定を受けていること。
- ③ 農業環境規範※³に基づく点検を実施していること。

※1 主作物について

化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組の対象作物のことで。

※2 エコファーマーについて

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく土づくり技術・化学肥料低減技術・化学合成農薬低減技術を組み合わせた計画を作成し県知事の認定を受けた農業者の名称です。

認定手続き、認定可能な作物等については県農林振興事務所にお問い合わせください。

※3 農業環境規範について

農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントで、農業者の皆さんが営農活動の自己点検に使用するものです。

点検は、右の様式を用いて、点検シートに記載された方法により行ってください。

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（作物の生産）	
【点検の方法】	
① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。	
② 点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、作目ごとに点検する必要はありません。）	
③ 点検は、次ページの「取組（例）」を参考に農業者自身が行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄に印かき印を付します。	
④ 該当しない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄に印を付せず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。	
⑤ 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次の点検まで保存します。	
	チェック欄
土づくりの励行	
1 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点から重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などは土づくりの励行とする。	<input type="checkbox"/>
適切で効果的・効率的な施肥	
2 施肥は、作物に必要量を供給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に基づいて肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
効果的・効率的で適正な防除	
3 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを努めるとともに、発生予防措置等を活用し、被害が生じると判断される場合など、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
廃棄物の適正な処理・利用	
4 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
エネルギーの節減	
5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、乾燥の乾燥機など施設・機械等の使用や購入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
新たな知見・情報の収集	
6 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対応に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
生産情報の保存	
7 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	<input type="checkbox"/>
【該当しない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など（記入欄）】	
点検日	年 月 日
点検者	印

III

対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

IV

事業要件(推進活動の実施)

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」(以下「推進活動」といいます。)として以下に掲げる活動のうちいずれか1つ以上を実施する必要があります。

- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - ① 自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催
 - ② 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - ③ 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - ④ 先駆的農業者等による技術指導
 - ⑤ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - ⑥ 地域住民との交流会(田植えや収穫等の農作業体験等)の開催
 - ⑦ 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
 - ⑧ 先進的取組の展示効果を高めるための標示
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動により生産された農産物の販売促進に関する活動
 - ⑨ 農産物の販路拡大等に向けた流通・販売業者や消費者等との意見交換会の開催や商談会への出展
 - ⑩ 農業者の組織する団体等における商品開発や共同ブランド・マークを活用した販売
 - ⑪ 農業者の組織する団体等の構成員の連携による直売
- その他
 - ⑫ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
 - ⑬ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

※ 推進活動について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

支援の対象となる農業者の要件(Ⅱ-②)にあるとおり、主作物について県のエコファーマー認定を受けていることが基本ですが、**次の①～④のいずれかに該当する場合は**、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」(様式第1号)を作成し、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書(共通様式第3号)とともに市町村に提出すれば、**エコファーマー認定を受けていなくても支援の対象となる農業者の要件を満たしているものとして取り扱う**ことができます。なお、この特例措置は本事業に限り適用されるものです。

- ① 共同販売経理を行う集落営農(県の導入指針に定められた技術)
- ② 導入指針※1が定められていない主作物(注1)(省令技術)
- ③ 有機農業の取組(県の導入指針に定められた技術)
- ④ 県の特別栽培農産物認証等を受けている場合(平成28年2月現在、奈良県では該当ありません)

※1 導入指針について

県が定めた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」のことで、作物ごとに土づくり技術・化学肥料低減技術・化学合成農薬低減技術が示されていますので、詳細は県農林振興事務所にお問い合わせください。

(様式第1号)

持続農業法第4条第1項の認定に係る特例措置の適用について
(持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(環境保全型農業直接支払交付金用))

○ 導入計画

対象作物名	導入技術の内容及び導入時期					
	土づくり技術		化学肥料低減技術		化学合成農薬低減技術	
	技術内容	導入時期	技術内容	導入時期	技術内容	導入時期
水稲	① たい肥等有機質施用技術 ② 緑肥作物利用技術 ③ 都道府県が定めた技術(注2)		① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術 ④ 都道府県が定めた技術(注2)		① 温湯種子消毒技術 ② 機械除草技術 ③ 除草用動物利用技術 ④ 生物農薬利用技術 ⑤ 対抗植物利用技術 ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦ 土壤還元消毒技術 ⑧ 熱利用土壌消毒技術 ⑨ 光利用技術 ⑩ 被覆栽培技術 ⑪ フェロモン剤利用技術 ⑫ マルチ栽培技術 ⑬ 都道府県が定めた技術(注2)	
	①	〇月中旬	①	〇月上旬	③	〇月下旬

(注1) 「導入指針が定められていない主作物」に係る特例措置の利用の可否については、主作物により支援対象とならないものもありますので、あらかじめ市町村、県農林振興事務所にお問い合わせください。

(注2) 「都道府県が定めた技術」については、平成28年2月現在、奈良県では定めておりません。

1. 支援の水準

(1) 支援単価

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

	対象取組	支援単価(注1)
全国共通取組	カバークロープ(緑肥)の作付け	8,000円/10a
	堆肥の施用(注2)	4,400円/10a
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組	(1) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤の導入	8,000円/10a
	(2) インセクタープラント (バンカープランツ)の導入	
	(3) 草生栽培	

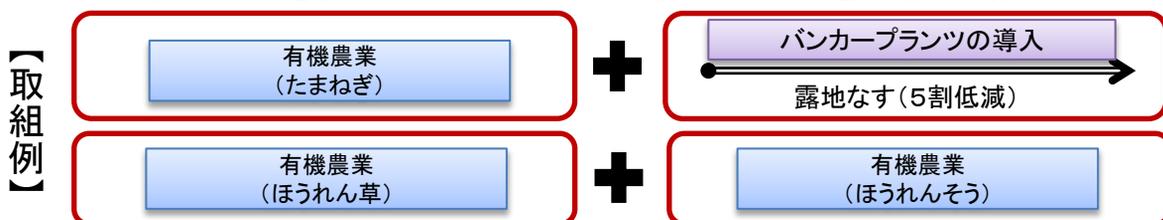
(注1) 支援単価は国と地方が1：1で負担します。

(注2) 堆肥の施用は「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。

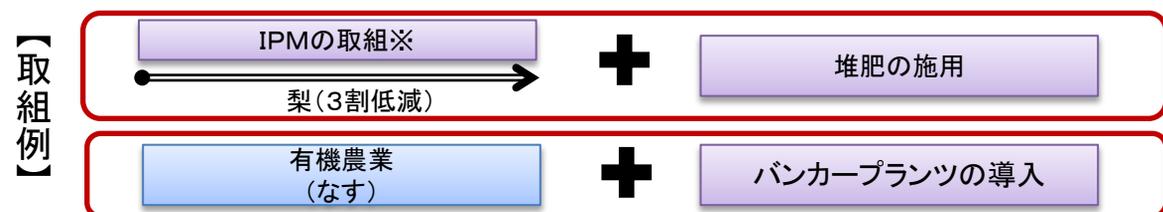
(2) 複数取組について

同一ほ場において1年間に複数回の対象活動を行う場合は、それぞれの活動を支援します(2取組目まで)。

① 同一ほ場で主作物を複数回作付けし、主作物毎に対象活動を実施する場合



② 同一ほ場で主作物を1回作付けし、複数の取組を実施する場合



※ ご注意ください

- 10a当たりの交付額は、各対象取組毎の支援単価の合計になります(最大16,000円/10a)。

奈良県において複数取組が可能な組み合わせは、以下の通りです。

1. 同一ほ場で主作物を複数回作付けする場合

対象活動	カバークロープの取組	たい肥の施用の取組	有機農業の取組	IPMと組み合わせた交信攪乱剤の導入	ハンカープランツの導入	草生栽培
カバークロープの取組	○					
たい肥の施用の取組	○	○				
有機農業の取組	○	○	○			
IPMと組み合わせた交信攪乱剤の導入	×	×	×	×		
ハンカープランツの導入	○	○	○	×	×	
草生栽培	×	×	×	×	×	×

2. 同一ほ場で主作物を1回作付けする場合

対象活動	カバークロープの取組	たい肥の施用の取組	有機農業の取組	IPMと組み合わせた交信攪乱剤の導入	ハンカープランツの導入	草生栽培
IPMと組み合わせた交信攪乱剤の導入	○	○	×			
ハンカープランツの導入	○	○	○	×		
草生栽培	○	○	×	○	×	

2. カバークロップ(緑肥)の作付け

(1)カバークロップ(緑肥)の作付けとは

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ(緑肥)を作付けする取組です。

(2)要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上^(注1) 播種されていること。
- ② 適正な栽培管理^(注2)を行った上で、カバークロップの子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元していること。

(注1) 概ね種苗メーカーのカタログや県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要。

(注2) 栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上を確保すること。ただし、県の栽培技術指針等でこの栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることも可。

(カバークロップに係る注意事項)

前年にすき込んだカバークロップの種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合等、カタログ等に記載された標準播種量未満の播種量となる場合は、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

3. 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用)

(1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用とは

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。

(2)要件

- ① C/N比10以上の堆肥(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)であって腐熟したものを使用すること。
- ② 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。
- ③ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。
なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

4. 有機農業

(1) 有機農業とは

主作物について、化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組です。

(2) 有機農業の要件

- ① 主作物の生産過程等※において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと(注1,2)
- ② 県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること(ただし、エコファーマーに関する特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること)
- ③ 組換えDNA技術を利用しないこと

※ 生産過程等について

主作物の生産過程(主作物の生産者による「種子、種苗及び収穫物」の調製を含む。)及び前作の収穫後から当該主作物の作付けまでの期間のほ場管理のことです。

(注1) 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」については、支援の対象となりません。

(注2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用に関しては、次のとおり。

- ① 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び別表2の農薬については使用することが可能(10~12ページ参照)。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等を使用することが可能。
- ③ 植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することが可能。

(有機農業の取組に係る注意事項)

- ① 有機農業に取り組む各々の作物について、県において支援対象となるかを事前に県農林振興事務所、市町村にお問い合わせください。
- ② 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認定を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ③ 作物によって支援単価が異なるものがありますので、6ページを参照してください。

有機農産物の日本農林規格(抜粋)

制 定	平成12年1月20日農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日農林水産省告示第833号
最終改正	平成27年12月3日農林水産省告示第2597号

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材(●)	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
パーク堆肥(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
ゲアノ	
乾燥藻及びその粉末	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
草木灰(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

<p>よう成りん肥</p> <p>塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカ ルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 固結防止材</p> <p>その他の肥料及び土 壤改良資材</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合には限ること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。</p> <p>植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。</p>
---	---

- (注1) (●)印の資材については、本事業においては別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます。
- (注2) 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- (注3) 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の証拠書類等については12ページ(参考)を参照してください。

別表2

農薬	基準
<p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤</p> <p>メタアルデヒド粒剤</p> <p>硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤</p> <p>シイタケ菌糸体抽出物液剤</p> <p>炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹</p> <p>炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬</p>	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合には限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合には限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合には限ること。</p>

天敵等生物農薬・銅水和剤
性フェロモン剤
クロレラ抽出物液剤
混合生薬抽出物液剤
ワックス水和剤
展着剤
二酸化炭素くん蒸剤
ケイソウ土粉剤
食酢
磷酸第二鉄粒剤
炭酸水素カリウム水溶剤
炭酸カルシウム水和剤
ミルベメクテン乳剤
ミルベメクテン水和剤
スピノサド水和剤
スピノサド粒剤
還元澱粉糖化物液剤

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。

カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。

保管施設で使用する場合に限ること。

保管施設で使用する場合に限ること。

銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。

(注) 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。証明の際の証拠書類等については以下を参考にしてください。

(参考)有機農業の取組において別表1、別表2の資材を使用した場合の提出が必要な書類^(注1)について

資材の区分		購入資材の場合 ^(注4)	自給資材の場合
		添付書類	添付書類
別表1 の肥料	<分類A> <input type="checkbox"/> 植物及びその残さ由来の資材 <input type="checkbox"/> 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 <input type="checkbox"/> 発酵した食品廃棄物由来の資材 <input type="checkbox"/> グアノ <input type="checkbox"/> 乾燥藻及びその粉末	原材料の内容を証明する書類 ^(注2)	原材料が購入資材である場合 ・原材料の内容を証明する書類 ^(注2)
	<分類B> <input type="checkbox"/> 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 <input type="checkbox"/> と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 <input type="checkbox"/> バークたい肥 <input type="checkbox"/> 草木灰	(分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)	(分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)
	「硫黄」、「塩化カルシウム」、「食酢」、「製糖産業の副産物」	なし	
	別表1の肥料のうち上記以外の資材	資材証明書(注3)等の写し	
別表2 の農薬	「除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤」、「性フェロモン剤」、「展着剤」	資材証明書(注3)等の写し	
	別表2の農薬のうち上記以外の資材	なし	

(注1) 市町村によっては、この他に証拠書類の保管が必要となることがありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

(注2) 「原材料の内容を証明する書類」については、原材料が全て記載されていれば、資材証明書に代えて、資材袋の写し等を利用していただいても構いません。

(注3) 「資材証明書」とは、製造業者又は販売業者が発行する、別表1又は別表2の基準を満たしていることを示す書類(製造工程まで添付する必要はない)。

5. 地域特認取組 (5割低減の取組との組み合わせ)

奈良県では下記の3つの取組が「特認取組」として承認されており、原則5割低減の取組と組み合わせた場合、支援対象となります。

取組の内容	対象地域	対象作物	支援単価 (円/10アール)
(1) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と 組み合わせた交信攪乱剤の導入	県全域	なし、かき	8,000円
(2) インセクタリープラント (バンカープランツ)の導入	県全域	ナス(露地)	8,000円
(3) 草生栽培	県全域	果樹、茶	8,000円

※「なし」は、化学合成農薬の低減割合を3割以上とする特例措置を適用

特認取組の具体的な内容・要件は次のとおりです。

(1) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤の導入

主作物(なし、かき)の作付ほ場に、交信攪乱剤(性フェロモン剤)を導入する取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ①使用する交信攪乱剤の適用表に記載された使用量が遵守されていること
- ②対象害虫発生初期までに交信攪乱剤が導入されていること
- ③概ね3ha以上の農地でまとまって交信攪乱剤が導入されていること
- ④奈良県が定めるIPM実践指標(果樹・次ページ参照)20項目のうち、12項目を実施すること

(2) インセクタリープラント(バンカープランツ)の導入

主作物(ナス)の作付ほ場の外縁に、マリーゴールドを含むインセクタリープラントを作付けする取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ①品質の確保されたインセクタリープラントの種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
- ②原則として、主作物の作付ほ場の外縁より概ね1m以上を確保し、ほ場全体の面積の概ね10%以上の面積に栽植されていること(ただし、栽培指針等に別途栽培基準が定められている場合は、当該基準に従うものとする。)
- ③主作物の定植時期までにインセクタリープラントが播種されており、適正な栽培管理を行っていること

奈良県 果樹のIPM実践指標モデル

No	管理項目	管理ポイント	取組 チェック
1	せん定	樹冠内部の風通し・日当たりを良くするとともに、薬液散布における付着の死角をなくす。	
2		せん定くずは、園外に出す。	
3	病害伝染源の除去	病害の発生した部位(枝、葉、果実、花弁など)は、除去して園外に出す。	
4	収穫、貯蔵時の取り扱い	収穫、調整時及び保管庫内では、果実を丁寧かつ適正に扱う。	
5	除草	(越冬)害虫を減らすため、あぜ、農道、休耕田の除草を行う。	
6		除草剤の使用量を減らすため、刈払機や乗用モアなどで除草する。	
7		敷きわら、敷きくさ、マルチフィルムなどを用いる。	
8	病害虫発生予察情報の確認	病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認する。	
9	要防除水準	要防除水準を利用する。防除が必要と判断された場合には、確実に防除を行う。	
10	生育状況・病害虫の発生状況の把握	定期的に園内を見回り、病害虫の発生状況を観察する。	
11		最適防除時期を逃さないように、萌芽・開花などの状況を把握する。	
12	光利用技術	黄色灯を利用して、ヤガ類、カメムシ類などの飛来を抑制する。	
13	農薬安全使用	農薬ラベルに書かれている使用基準を守る。	
14		風向きや強さに注意し、周辺に農薬を飛散させないようにする。	
15		状況により、周辺農作物にも適用のある農薬を選ぶ。	
16		例年の病害虫・雑草の発生状況や、病害虫発生予察情報を考慮して薬剤を選ぶ。	
17		防除体系に生物農薬を組み入れる。	
18	作業日誌	作業内容や病害虫・雑草の発生状況のほか、農薬を使用した場合は、その名称、希釈倍数や使用量などを記録する。	
19		作業日誌は、概ね3年間保管し、次作の参考にする。	
20	研修会等への参加	県や農協などが開催する栽培講習会、IPMや農薬安全使用に関する講習会などに、年に1回は参加する。	

平成 年度の実施状況について報告します。

平成 年 月 日

氏名

(3) 草生栽培

主作物(果樹、茶)の園地に牧草等を作付けする取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ①品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上^(注1)播種されていること
- ②適正な栽培管理を行った上で、草生栽培の子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元^(注2)していること

(注1) 種苗メーカーのカタログや県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要。

(注2) 自然枯死した全ての地上部を農地に還元することが必要。ただし、県の栽培技術指針等で自然枯死前に農地に還元するよう指導されている場合はこれに即した栽培管理を行えば良いものとする。

(参考) 5割低減の取組

(1) 5割低減の取組とは

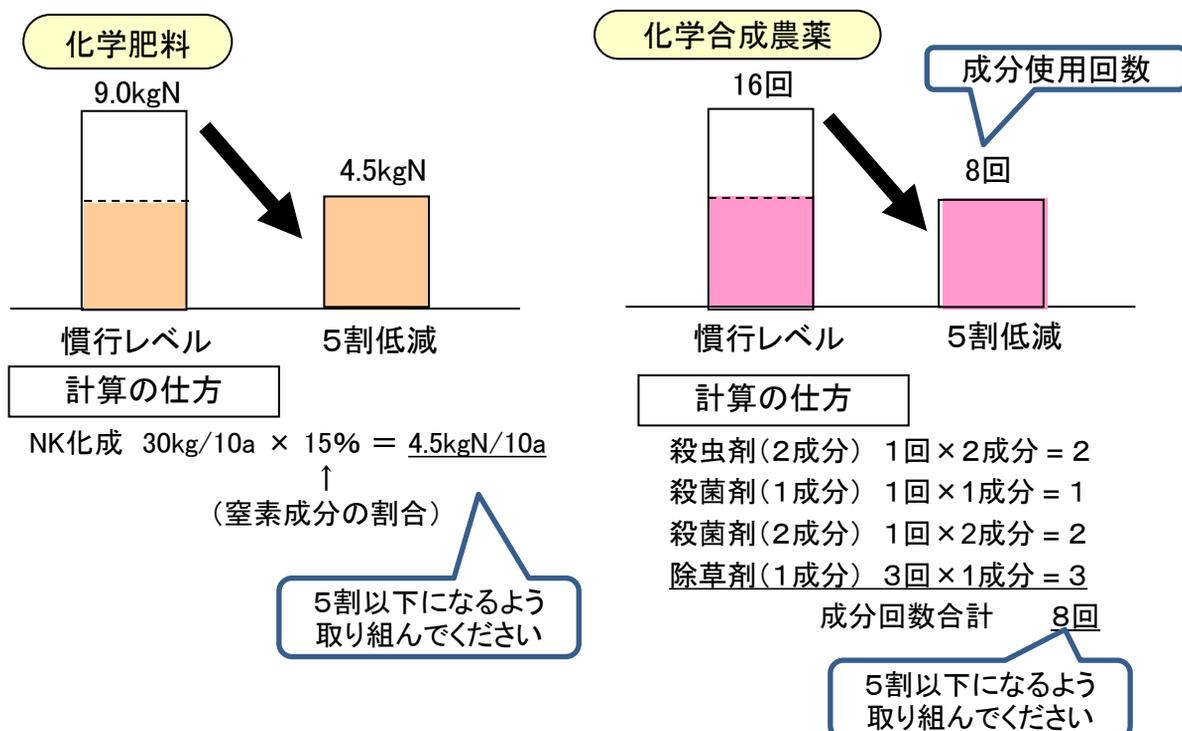
主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則として※5割以上低減する取組です。

(2) 算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベル※は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

■ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方



※ 県の慣行レベルとは?

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については県農林振興事務所にお問い合わせください。また、奈良県の慣行レベルは奈良県ホームページからもご覧いただけます。(「奈良県の慣行レベル」で検索して下さい。)

VII

活動の手順、申請の手続き

1. 活動の手順

① 農業者の組織する団体の設立

複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

※ 農業者団体について

代表者、規約を定めて、組織としての口座を開設してください。

※ 規約について

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、「交付金の使いみちの決定方法(交付金の活用方法)」を定めてください。

② 計画の策定

- ・ 構成員が取り組む対象活動(カバークroppの作付けや堆肥の施用など)や地域で環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)を決めてください。
- ・ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続きを行ってください。

③ 申請書類の提出

申請書類について、対象活動を行うほ場が所在する市町村に提出します。

④ 対象活動、推進活動の実施

計画に基づき、対象活動、推進活動を実施します。

⑤ 報告書類の提出

- ・ 当該年度の活動内容を取りまとめて報告書を作成し、対象活動を行うほ場が所在する市町村に提出します。
- ・ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続きを行ってください。

※ 交付金の使いみちについて

交付金は支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費に使うことができます。

※ 提出先の市町村について

本事業に取り組まない意向の市町村もあることから、あらかじめ提出先の市町村に申請受付等を行うかどうかを確認してください。

2. 申請の手続き

<提出時期>

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定【初年度のみ】

[平成28年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動(検討会の開催等、P4参照)の計画を記載し、市町村に計画の認定を受けることが必要です。

※ 27年度に事業計画の認定を受けている場合は、改めて事業計画を提出する必要はありません。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に計画内容(実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等)を変更する場合は、改めて提出し、市町村の認定を受けることが必要です。

提出書類

事業計画(共通様式第2号)、営農活動計画書(共通様式第3号)、農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載します。

市町村が定める書類を提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロープの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

③ 実施状況報告書等の提出

[取組終了後1ヶ月を経過した日又は
平成29年1月末のいずれか早い期日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、必要書類をまとめて実施状況の報告を行います。

※ 28年度中(29年3月末まで)に取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類

実施状況報告書(様式第8号)、生産記録、その他県及び市町村が提出を求める書類

④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載します。

市町村が定める書類を提出してください。

県や市町村が取組内容を確認後、平成29年3月末までに交付金が支払われます。

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[平成29年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出します。

提出書類

営農活動実績報告書(様式第12号又は共通様式第6号)、実施状況の報告から変更のあった書類

3. 提出する書類の一覧

(1) 事業計画、営農活動計画書の提出

① 提出書類(必須)

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第1号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第2号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)	共通様式第3号

② 必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
単独で支援の対象となる農業者の場合(※1)(P2参照)	(個人、法人(一戸一法人)の場合) 推進活動を環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施していることがわかる書類	
	(複数の農業者で構成される法人の場合) 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
エコファーマー認定に係る特例措置を受けようとする農業者の場合	持続農業法第4条第1項の認定に係る特例措置の適用について	様式第1号

(2) 実施状況報告書の提出

① 提出書類(必須)

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第8号
生産記録 (生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことが記載されている必要があります。特別栽培農産物認証等に提出した書類を提出することも可能です。)	

② 必要に応じて提出する書類 県及び市町村が提出を求める書類(※2)

(3) 営農活動実績報告書の提出

① 提出書類(必須)

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書	様式第12号若しくは 共通様式第6号

② 必要に応じて提出する書類

- ・ 生産記録(実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合)
- ・ 県及び市町村が提出を求める書類(※3)

交付申請書、実績報告書及び※1、2、3について

申請する市町村によって提出する書類が異なりますので、市町村にご確認ください。

4. 保管する証拠書類等

(1) 取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類(交付金の交付金額算定の基となった書類)
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等 (取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です)
農業環境規範点検に基づく点検の実施結果を記載した点検シート
特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し (特別栽培農産物等の認証を受けた者が提出すると、実施状況報告時に生産記録等の確認の省略が可能です)

(2) 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
カバークロープ (緑肥)の作付け	<ul style="list-style-type: none"> ・カバークロープの種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の購入伝票等の写し(注1) ・堆肥の成分証明書等の写し ・土壌診断結果書類 ・施肥管理計画(作成した場合)
有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ・資材証明書の写し(注2) (有機農産物の日本農林規格別表1、2の肥料又は農薬を利用した場合、保管が必要(詳細は12ページ(参考)を参照) ・有機JAS認定書の写し (有機JAS認定を受けている農業者が提出すると、実施状況報告時に生産記録等の確認の省略が可能です)
草生栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・交信攪乱剤の購入伝票等の写し ・交信攪乱剤の適用表の写し ・取組圃場位置図 ・IPM実践指標(果樹(カキ等))のチェックシート
インセクタリープラント(バンカープラント)の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・インセクタリープラントの種子の購入伝票等の写し ・インセクタリープラントの標準播種量の分かるカタログ・栽培指針等の写し

(注1) 無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。

(注2) 肥料又は肥料原料として「植物及びその残さ由来の資材」、「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「発酵した食品廃棄物由来の資材」、「バーク堆肥」、「グアノ」、「乾燥藻及びその粉末」、「草木灰」を使用した場合には、その原材料の内容を証明する書類等

(3) 証拠書類等の確認や保管期間について

- ・ 証拠書類は、県及び市町村が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ・ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

VIII 留意事項

1. 対象活動の事例(注1、2)

	H27年度	4月	H28年度	3月
1. カバークロップ(緑肥)の作付け			<p>水稲(5割低減) → カバークロップ(れんげ)</p>	
			<p>カバークロップ(れんげ) → 水稲(5割低減)</p>	
			<p>小麦(5割低減) → カバークロップ(れんげ)</p>	
2. 堆肥の施用			<p>堆肥施用 → 葉菜類(5割低減)</p>	
			<p>果菜類(5割低減) → 堆肥施用</p>	
			<p>堆肥施用 → 水稲(5割低減)</p>	
3. 有機農業			<p>有機農業(水稲)</p>	

(注1) 上記作物は例示であって、支援の対象作物や緑肥等の品種については、これらに限定されるわけではありません。

(注2) 「飼料生産型酪農経営支援事業」等他の事業との重複受給はできませんので、ご注意ください。どのような場合に重複受給になるかについては、農政局等にお問い合わせください。

2. 交付額について

交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。ただし、下記枠内の「交付額の算定に係る注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積（市町村等による実施状況の確認後の面積）です。

$$\begin{array}{c} \text{交付額} \\ \text{(円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{支援単価} \\ \text{(円/アール)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{履行面積} \\ \text{(確認後面積)} \\ \text{(アール)} \end{array} \quad \text{(注)}$$

(注) 交付額の計算に用いる履行面積は対象活動別に履行面積を合計してアール未満を切り捨てた面積となります。

(交付額の算定に係る注意事項)

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算を上回った場合は、交付金が減額されることがあります。

3. 交付金の返還について

- ・ 対象活動の要件を満たさないことが確認された場合は、原則として当該年度に交付された環境保全型農業直接支払交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることになります。
- ・ 面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、環境保全型農業直接支払交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の制度への参加を制限する等の措置を講じる場合があります。

4. 市町村による要件の設定

市町村によっては、地域独自の要件を追加している場合もあります。追加要件の有無に関しては取り組むほ場が所在する市町村にあらかじめお問い合わせください。

5. 第三者委員会による評価への協力について

国及び県は、環境直払の交付が計画的かつ効果的に実施されるように、有識者による第三者委員会を設置し、交付状況の点検や事業効果の評価等の検証を行うこととしています。

国や県、市町村が事業効果の評価等のために農業団体等に環境直払に関するアンケート等を実施する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

環境保全型農業直接支払交付金に関する詳細な情報

環境保全型農業直接支払交付金の申請様式、要綱・要領は下記のアドレスに掲載しています。本パンフレットについて不明な点があれば後ろの問い合わせ先にお問い合わせください。

また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村に確認してください。

○農林水産省

<環境保全型農業直接支払交付金ホームページ>

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

から環境保全型農業直接支払交付金をクリック ← 各種様式もこちらから

環境保全型農業直接支払交付金について

検索

お問い合わせ先

環境保全型農業直接支払交付金について、詳しくは市町村の農業施策担当課（申請窓口）または下記までお問い合わせ下さい。

○本交付金全般に関すること

お問い合わせ先	連絡先
近畿農政局 生産部 生産技術環境課	075-414-9722

○エコファーマー認定、導入指針、県慣行レベル、特認取組、技術的要件に関すること

お問い合わせ先	連絡先
奈良県農林部農業水産振興課	0742-27-7442
北部農林振興事務所 農林普及課	0743-51-0372
中部農林振興事務所 農林普及課	0744-48-3082
東部農林振興事務所 農業普及課	0745-82-3248
南部農林振興事務所 農業普及課	0747-24-0131

※本パンフレットの内容は、平成28年2月28日時点のものです。必要に応じて訂正等行う際は、奈良県ホームページでお知らせ・更新しますのでご承知ください。